

第7回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年7月21日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和4年7月21日（木）午後2時00分～3時15分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員（15人） 会長：9番 関 閣夫 職務代理者：19番 塩野目 富夫 委員：2番 田中 雄二、3番 栗野 隆夫、4番 仲澤 清一、5番 興野 礼子、6番 大野 覚文、8番 川上 恵、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏 各委員 4. 欠席委員（3人） 7番 齋藤 勉、10番 小川 雄三、14番 堀江 恒夫 各委員 5. 出席推進委員（0人） 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第4号 令和5年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美 8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。	
事務局長（相ヶ瀬）	ただいまから令和4年第7回総会を開会いたします。先ずは、関 閣夫 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長（関）	< 開会前のあいさつ >
事務局長（相ヶ瀬）	本日は、7番 齋藤 勉、10番 小川 雄三 委員より欠席の届出、及び、14番 堀江 恒夫 委員より休職の届出が出ていますので、欠席となっております。出席委員は、18名中15名で定足数の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、関 閣夫 会長をお願いいたします。
会長（関）	直ちに会議を開きます。（ 午後 2時 00分 ）
事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。

事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告、議案第1号整理番号5については令和4年7月20日付け取下願を同日付けで受理した旨を説明 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会 会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 11番 奥畑 智子 委員と 13番 中村 東 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。それでは、次に、日程第2議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告の前に、整理番号4番、5番、6番について、内容と経過について説明させます。
事務局（中山）	< 整理番号4番、5番、6番について、説明 >
議長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、6番 大野 覚文 委員お願いします。
6番 大野 覚文 委員	7月15日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、親族、妻の義弟。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、ネギ、ジャガイモ。農業従事年数及び農業形態、約40年、第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、管理機1台。取得地への通作距離、約8km。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番、3番について、事務局より代読します。

事務局（大橋）	7月17日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2、3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転と使用貸借による権利の設定、1年間。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、白菜、ネギ、大根、ジャガイモ、キウイ予定。農業従事年数及び農業形態、約5年、これから専業農家予定。農機具・家畜の保有状況、耕運機、導入予定。取得地への通作距離、約0.1km。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、整理番号2と3を併せることで、許可要件のすべてを満たすと思われるため、整理番号2と3を併せての許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号4番について、13番 中村 東 委員お願いします。
13番 中村 東 委員	7月19日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、区分地上権の設定、3年間、賃貸借。第3条第2項第7号関係、周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。本申請は、議案第3号整理番号4の営農型太陽光発電設備の設置による一時転用の申請に伴うものです。営農計画の詳細については議案第3号で報告がありますが、そばの栽培を行いながら営農型太陽光発電設備を設置するにあたり、区分地上権を設定するため今回の申請に及びました。なお、農地法第3条第2項に、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定については、許可要件が適用されないと規定されていますので、農地法第3条の許可にあたっては、全部効率利用要件や農作業常時従事要件、下限面積要件等の許可要件は適用除外となります。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
11番 小川 祥一 委員	整理番号4番について、先月の継続審議案件と同事業者の申請ですが、問題はないのでしょうか。
13番 中村 東 委員	受人の●●●氏から、耕作者の打診をされましたが丁重にお断りしました。また、耕作してくれそうな方は近くにいないのではと伝えました。
15番 石岡 幸雄 委員	整理番号1番について、取得地への通作距離、約8kmで距離がありますが。
6番 大野 寛文 委員	所有権移転はしますが、耕作者は、●●●氏だそうです。

議長	< 他に質疑なし > ただいま上程中の 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号4番につきましては、この後上程される議案第3号との関連がありますので、その審議後に諮るものとし、整理番号1番から3番につきまして他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番から3番につきましては、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いします。整理番号1番について、19番 塩野目 富夫 委員をお願いします。
19番 塩野目 富夫 委員	7月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●氏。農地区分、第1種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が白地、南が道を挟んで水路、北が畑。同意書、無。転用計画、転用事業者は、申請地に隣接する住宅敷地内で学習塾を営んでいるが、塾生を送迎する車両が多いときは30台ほど集まり路駐するため、一般の通行車両の安全に配慮し、塾に隣接する自己所有地である申請地に駐車場の整備を計画し、駐車場を整備したが、農地法の手続きを行っていなかったため、申請に至った。なお、今回の申請で既存駐車場の面積を広げ、車両10台分とする計画である。始末書有。転用面積 178㎡、駐車場。代替性検討、土地選定経過書有。給水、排水、無。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和4年8月1日から令和4年9月30日。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。志鳥地区担当 18番 相吉澤 宏 委員、何かありますか。

18 番 相吉澤 宏 委員	問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
議長	< 質疑なし > ただいま上程中の 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いします。整理番号1番、2番について、6番 大野 覚文 委員をお願いします。
6 番 大野 覚文 委員	7月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親族。転用事業者、●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が雑種地、西が畑、南が宅地、北が道を挟んで宅地。同意書、有。権利の移転、設定売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在借家住まいであり、兼ねてより新たな住宅の建築を計画し、実家に近い申請地について取得することができるようになり申請に至った。転用面積、546㎡、一般住宅 木造平屋建。建築面積、住宅 81.15㎡。進入路 東側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し側溝に放流。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和4年8月1日から令和4年11月15日。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 7月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、

(6番 大野 寛文 委員)	株式会社●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が田、西が雑種地、南が田、北が宅地。同意書、有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、1,489㎡、太陽光発電設備の設置。非FIT事業、子会社である株式会社●●●の行う発電事業により発電した電気を親会社である株式会社●●●が買い受ける形となる。構造等、周囲フェンス設置、入口 北側。管理計画、自社管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和4年8月1日から令和5年4月30日。その他 他法令等との関係等、経済産業省小売電気事業を営もうとする者の登録済。東京電力の託送供給の承諾済。那須烏山市土地利用適正化条例、令和4年4月8日付協議終了。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号3番、4番について、19番 塩野目 富夫 委員お願いします。
19番 塩野目 富夫 委員	7月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が田、西が畑、南が道を挟んで宅地、北が畑。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、申請地に隣接する土地に住宅の建築を計画し、令和4年3月に転用許可を得ているが、申請人は建築業を営んでいることから、建築加工の作業場も必要と判断し、更なる宅地拡張のため申請に至った。転用面積 186.75㎡、宅地拡張、敷地への出入口、車庫及び建築作業場用地として住宅敷地と共に一体利用。代替性検討、土地選定経過書あり。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和4年8月1日から令和5年3月31日。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当無。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 7月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号4及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●合同会社。農地区分、農用地区域内農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が雑種地、西が畑、南が道を挟んで畑、北が、現況は雑種地状態。同意書、有。権利の移転、設定、一時転用、賃借権の設定、3年。転用計画、転用事業者は●●●に本社を有し、自然エネルギーによる発電、電気の供給及び販売の他不動産業等を行っており、今回、太陽光発電設備の設置に適した申請地を借用できることとなり、農林水産省や経済産業省が推進している営農型太陽光発電設

(19 番 塩野目 富夫 委員)	備の設置を計画し、申請に至った。転用面積、2,523 m²の内支柱・引込柱部分のみ 1.43 m²、営農型太陽光発電設備の設置。構造等、パネル 270 枚、寸法 1.755m×1.038m、高さ約 2.5m から 3.0m、パワーコンディショナー10 基、引込柱 1 本、支柱直径 200mm×45 本、発電出力 49.5kW、年間発電量約 10 万 4 千 kWh。土地選定経緯書、有。給水排水、無。雨水排水、敷地内 自然浸透。営農計画の状況、耕作者、●●●氏、作物、そば 2,523 m²、定植、地域の平均的な単収の約 80%見込み。貸借終了後の対応、3 年毎の一時転用申請を要す。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後から令和 4 年 8 月 31 日。その他 他法令等との関係等、農地法第 3 条区分地上権の設定を同時申請。経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
2 番 田中 雄二 委員	整理番号 4 番についてなのですが、●●●氏は、目が悪いらしいですが耕作は可能ですか。
19 番 塩野目 富夫 委員	●●●氏が耕作するということらしいです。
5 番 興野 礼子 委員	営農型太陽光発電設備は、あくまで営農優先であること、及び耕作をすることが許可の条件であるので、●●●氏が実際に耕作できなければ、他の営農者に耕作を依頼することになると思われるので、その依頼された耕作者が耕作できるという確約書等が必要ではないかと思います。
12 番 小川 祥一 委員	私も、それが必要であると考えます。耕作者が耕作できるという確約書の提出を受け、確認のうえ、許可することにした方が良いのではないかと考えます。
	< 委員一同賛成 >
議長	整理番号 2 番について、3 番 栗野 隆夫 委員、何かありますか。
3 番 栗野 隆夫 委員	問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
	< 他に質疑なし >

議長	ただいま上程中の 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番から3番につきましては、他に質疑がないようですので申請のとおり、整理番号4番につきましては、耕作するという確約書の提出を受け、確認のうえ、許可することに決定してよろしいか、お諮りします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番から3番については、申請のとおり、整理番号4番については、耕作するという確約書の提出を受け、確認のうえ、許可することに決定いたしました。次に、日程第5 議案第4号 「令和5年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局長（相ヶ瀬）	< 要望事項の概要について、別紙により説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 意見要望事項等あり > < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の議案第4号 「令和5年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項について」 は、各委員より出た意見を踏まえ、要望事項を吟味し、取りまとめたものを那須烏山市農業委員会としての要望とすることにしてよろしいかお諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、各委員より出た意見を踏まえ、要望事項を吟味し、取りまとめたものを那須烏山市農業委員会として

(議長)	の要望とすることに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 (午後 3時 15分) 上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和4年7月21日 議 長 11 番 13 番
-------------	--